

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 売掛金の時効と管理

支払時期の過ぎた売掛金を回収するには、最終的には訴訟等の法的手続によることとなります。裁判所は、証拠によって契約や売掛金発生の有無を判断します。後日の法的手続を有利に進めるためには、取引関係が良好なうちから契約書を作成するなど、万が一の場合に備えて書類を残しておくことをお勧めします。

また、消滅時効にも注意しなければなりません。売掛金債権の場合、民法の規定により2年で時効消滅します。消滅時効の完成を阻止するにはいくつかの方法があり、

裁判もそのひとつですが、裁判沙汰になると取引を続けることが困難となってしまいます。

取引関係を維持しつつ時効の完成を阻止するには、取引先に債務確認書を求めたり、少額であっても一部を入金してもらうなどの方法が考えられます。なぜなら、これらにより支払義務のあることが承認されるため、時効が中断するとされているからです。いずれの方法であっても、日付のある書面にしておくことが重要です。

一方、回収が見込めないと思われる債権も、そのままにしておくことは避ける

べきです。訴訟を提起したり、財産の差押えをすると、支払がされる場合も少なくありません。なお、相手方の財産に強制執行をしても回収ができなかった場合には損金処理をすることも可能でしょう。

一般的に、回収困難な売掛金には目を背けがちですが、日頃から入金状況に注意し、遅れがちな取引先に対しては早期に対策を立てることが必要です。

そのために、たとえば、司法書士等の法律専門家と顧問契約を締結し、日常的にアドバイスを受けるなどしてみてはいかがでしょうか。

## 気になる売掛金回収のお値段

(事例)

A社は、洋服の卸商である。A社は、取引先のB社に対し洋服を卸し、50万円の売掛金があるが、支払日になってもB社からの支払いが全く無く、何度電話を掛けても「待ってほしい、そのうち払う。」との回答ばかりであった。

困ったA社の社長は、司法書士Hに売掛金の回収を依頼した。

(示談交渉)

司法書士Hは、裁判外でB社に売掛金50万円

の請求をし、交渉したところ、B社が支払いに応じ、A社は売掛金50万円の回収ができた。この場合の費用は・・・

・基本報酬 5～10万円  
・成功報酬  
回収額の10～20%  
・諸経費 2千円程度

(売掛金請求訴訟)

司法書士Hは、A社に対し売掛金請求訴訟を提起し勝訴判決を得て、B社から売掛金50万円が支払われた。この場合の費用は・・・

・基本報酬 5～10万円  
・成功報酬

回収額の15～25%  
・諸経費 1～2万円

(差押)

B社は、判決が出たにもかかわらず何ら支払いに応じなかった。

そこで、B社の有するC銀行の預金口座を差し押さえ、預金から売掛金50万円の回収ができた。この場合の費用は・・・

・基本報酬 5～10万円  
・成功報酬  
回収額の15～25%  
・差押命令申立書作成報酬 3～5万円  
・諸経費 2～3万円

司法書士報酬は各事務所によって異なります。また、事案により大きく異なることもありますので、ご依頼の際にはあらかじめお問い合わせください。

# 相談センター情報(相談件数とその傾向)

## 寄せられた相談から「売掛金回収の方法」

平成24年4月分

相談内容(複数回答あり)	件数
<b>一般民事</b>	
貸金	19
売買代金	3
請負代金	9
売掛金	1
不動産明渡	11
登記請求	2
敷金	8
賃料	7
労働紛争	1
交通事故	0
その他損害賠償	14
相隣関係	4
境界	1
執行手続	0
その他	38
<b>一般民事計</b>	<b>118</b>
<b>成年後見・家事事件</b>	
法定後見	15
任意後見	5
未成年後見	0
相続紛争	17
離婚	11
養育費請求	2
親子関係	2
その他	15
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>67</b>
<b>登記・供託</b>	
相続	41
贈与	9
売買	10
担保権	1
商業法人全般	4
供託	0
その他	5
<b>登記・供託計</b>	<b>70</b>
<b>契約トラブル</b>	<b>10</b>
<b>契約トラブル計</b>	<b>10</b>
返済が苦しい	9
自己破産	4
返済条件を緩和	2
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	1
給料等の差押を受けている	1
親族の借金	2
保証債務の履行	1
ヤミ金融	1
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	13
<b>クレサラ計</b>	<b>34</b>
<b>その他</b>	<b>3</b>
<b>その他計</b>	<b>3</b>
<b>合計</b>	<b>302</b>

我が国は法治国家ですの  
で、自分の権利が侵害された  
としても、法律に則って侵害  
された権利の回復を求める必  
要があります。法的手続によ  
らずに力づくで権利を実現す  
ることは許されないのです。  
そこで、取引先に倒産等の  
徴候が見られた場合、速やか  
に売掛金を回収する法的手続  
について考えてみましょう。

**仮差押え**  
仮差押えとは、訴訟手続前  
又は訴訟手続中において、判  
決確定を待っている債務者  
の倒産などにより金銭債権の  
回収ができなくなるおそれが

ある場合に、債務者の財産に  
一定の制約を加え、判決を取  
得した後の強制執行手続の実  
効性を保全する手続です。仮  
差押えによって制約を加える  
(仮差押えをする)財産とし  
ては、債務者の預金、債務者  
の第三者に対する売掛金や貸  
付金、不動産などが考えられ  
ます。

**即決和解**  
正式には「起訴前の和解」  
と言いますが、当事者間で支  
払方法等の和解が成立した場  
合に、裁判所で和解調書とし  
て記録に残す手続です。もし  
も相手方が和解の内容を守ら

ない場合は強制執行を申し立  
てることも可能です。

**債権譲渡**  
債務者の第三者に対する売  
掛金等の債権の譲渡を受ける  
という方法も有効な債権回収  
手段です。もっとも、この方  
法も債務者との間で合意する  
ことが必要となります。

状況に応じた対応が必要  
以上の他にも相殺を用いた  
回収方法、不動産に対する担  
保設定などが考えられます  
が、いずれにしても、状況を  
適切に判断して手続を選択す  
る必要があります。

## 時のことば ~ みなし雇用規定 ~

小泉内閣の規制改革路線は  
雇用の分野においても顕著  
で、2004年、製造業への派  
遣を認める労働者派遣法の規  
制緩和が行われました。

それまでは、製造業派遣禁  
止規定に抵触することを避け  
るため、事業主の中には、形  
式的に請負契約を締結するこ  
とにより、直接雇用しない労  
働力の確保を企図する者もい  
ました。この「偽装請負」が  
社会問題化したこともあって  
2005年から2007年につ  
けて、製造業への労働者派遣  
は急激に増加しました。

ただし、その派遣期間が最  
長3年間と定められていたた  
め、多くの派遣先にとって、  
2008年以降、派遣労働者を

直接雇用するか、3カ月を超  
えたクーリング期間を置くか  
の選択を迫られることになっ  
たのです。

さて、現実には2008年9  
月に起きたリーマンショック  
の影響で、派遣切り・雇止め  
の嵐が吹き荒れ、年越し派  
遣村に失業者があふれたこと  
は記憶に新しいでしょう。

しかし、派遣切り・雇止め  
を受けた労働者の中には、  
請負を偽装した脱法的な雇用  
であったり、クーリング期間  
を置かない違法な長期派遣で  
あったりするケースが存在し  
たのですが、労働者が働き続  
けるためには、派遣先を相手  
に直接雇用を求める裁判を起  
こさざるを得ませんでした。

そこで、政権交代を果たし  
た民主党は、公約に掲げた製  
造業派遣の原則禁止規定・み  
なし雇用規定(違法な派遣が  
あり派遣先が違法であることを  
知りながら受け入れている  
場合、派遣先が派遣労働者に  
対して、労働契約を申し込ん  
だ改訂法案を提出したのです  
が、経済界の反対などで審議  
が進まず、ようやく本年3月  
に成立しました。

しかし、製造業派遣の禁止  
や登録型派遣の禁止が削除さ  
れ、みなし雇用規定の施行は  
3年間先送りされるなど、非  
正規雇用対策としては当初の  
法案から後退してしまいました。

## 司法書士は中小企業をサポートします！ ~

司法書士による中小企業をサポートとして、先月号では「商業・法人登記」を  
取り上げましたが、登記の分野に限らず、今月号で取り上げた「債権の保全や回  
収」のほか、「労働契約から生じる従業員との間の紛争の予防と解決」「業務  
上、取引先や第三者に損害を与えてしまった際の対処」等、司法書士は、さまざ  
まな視点から経営者の皆様をサポートしています！

大手と違い、社内に法務の専門スタッフを配備することが困難な経営者の皆さ  
んに対し、社外から円滑な企業法務の支援をすることも、司法書士の重要な業務  
のひとつなのです！！

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です！！